

## 販売店契約書

(非独占的販売店)

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という）と、XXXXX（以下、「乙」という）とは、乙が甲のために行う製品の販売およびその付帯業務の条件について、以下のとおり販売店契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（定義）

- 「本製品」とは、本契約締結日時点で甲がフランスより輸入し、日本国内で販売している下記の製品をいい、詳細は別紙に定める。  

(1) AAAAAAAAAAAAAA	170g	15種類
(2) BBBBBBBBBBBBBB	114g	5種類
(3) CCCCCCCCCCCCCC	200g	5種類
(4) DDDDDDDDDDDDDD		
- 「本業務」とは、乙が行う本製品の販売およびそのアフターサービスを総称していう。
- 「販売地域」とは、乙が本業務を行う、日本、香港およびシンガポールを国内をいう。
- 「顧客」とは、乙から本製品を購入する美容室、セレクトショップ等の小売店および一般消費者をいう。
- 「保証金」とは、乙が甲に対して負担する一切の債務を負担するために甲に預託する保証金をいい、詳細は第11条に定める。

### 第2条（販売店の指定）

- 甲は、本契約の規定に従い、乙を販売地域において本業務を行う非独占的販売店として指定し、乙はこの指定を受諾する。但し、甲は自ら販売地域において顧客と直接、本製品に係る取引を行うことができるものとする。
- ~~甲が、販売地域において指定する乙以外の販売店数の上限は〇〇とする。但し、甲は自ら販売地域において顧客と直接、本製品に係る取引を行うことができるものとする。~~
- ~~乙は、販売地域においてのみ本業務を行うものとし、販売地域外のいかなる者に対しても本製品を直接または間接に販売または輸出しないものとする。また、乙は本業務のうちインターネットによる本製品の販売を行ってはならない。~~
- ~~甲による本製品または本製品に係るサービスの追加・変更の場合は、甲乙協議のうえ、本業務の内容を随時書面にて変更するものとする。~~
- ~~乙は、顧客に本製品を販売するときは、甲から通知された販売希望小売価格で販売するよう努めるものとする。~~

### 第3条（本契約と個別契約の関係）

本契約に定める事項は、別に定めのある場合を除き、本製品に係る甲乙間の個々の取引契約（以下、「個別契約」という）の全てに適用する。

### 第4条（個別契約で定める内容）

甲および乙は、個別契約で以下の内容を定めるものとする。

- 注文月日・注文番号
- 品名
- 数量
- 単価・合計金額

コメントの追加 [M1]: 打ち合わせどおり、「非独占⇒独占」に変更しました。

※関連: 第2条（販売店の指定）第1項

コメントの追加 [M2]: 「本製品」については数が多くなりそうですので全て「別紙」に規定するスタイルとしました。

コメントの追加 [M3]: 打ち合わせどおり、販売地域に「香港およびシンガポール」を追加しました。

コメントの追加 [M4]: 打ち合わせどおり、「非独占⇒独占」に変更しました。但し、甲も自ら販売地域で本製品を販売しても良い権利は残りました。

コメントの追加 [M5]: 販売店による顧客への本製品の販売価格について、甲が「販売希望小売価格」を通知し、それを努力目標とする旨を規定しました。これを「販売指定小売価格」とする独占禁止法違反となるリスクが出てきます。